

議案第104号

栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成26年4月5日から栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「34人」を「33人」に改める。

附 則

この規約は、平成26年4月5日から施行する。